

# 令和8年度沖縄空手普及・啓発事業委託業務に係る 企画提案仕様書

## 1 業務名

令和8年度沖縄空手普及・啓発事業

## 2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月1日（月）まで

## 3 業務目的

物産や観光と密接に連携し、国内外で開催される物産展・旅行博等の各種イベントにおいて、本場沖縄の空手を実際に見せ体感させその魅力を伝えるとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、「空手発祥の地・沖縄」の認知率の向上と沖縄への来訪意欲を高めることを目的とする。

## 4 事業概要

国内外で開催される沖縄物産展・旅行博等のステージイベントへ沖縄の空手家を派遣し、演武等を行うとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、「空手発祥の地・沖縄」及び沖縄空手の認知率の向上と沖縄への来訪意欲を高める。

主な事業概要は次のとおりとし、必要に応じて変更するものとする。

- (1) 国内外で開催される沖縄物産展・旅行博等のステージイベント参加・出展  
ア 沖縄空手の演武等を行い、来場者へ沖縄空手の魅力を伝える。  
イ 県が所有する広報用VR動画等を用いた沖縄空手体験イベントの実施。  
※ イベント1カ所につき、演武を行う空手家4名程度を派遣。  
※ イベント出展にあたっては、空手演武に必要なスペースがあり、多くの集客が見込める会場を選定すること。
- (2) 沖縄空手に関する意識調査  
沖縄県外の一般層を対象に、沖縄空手の認知率に関する調査を行う。
- (3) SNS等を活用した県内外への発信  
SNS広告を活用し、沖縄空手の普及・啓発に係る映像等を国内外に発信し、「空手発祥の地・沖縄」の認知率向上を図る。

## 5 委託業務の内容

- (1) 空手振興課、空手家及びその他関係者との連絡調整等
- (2) イベント主催者及び現地との調整・運營業務（会場の手配・設営等）
- (3) 派遣者の移動手配及びサポート業務（航空券・宿泊・現地移動の手配、必要なスタッフ・通訳等の手配等）
- (4) イベント開催地で参加者等へのアンケート調査及び分析
- (5) 沖縄空手に関する調査、分析業務

調査対象：国内一般（満20歳以上の男女）

調査項目：必須事項「空手発祥の地・沖縄」の認知率ほか数問程度とする

調査方法：インターネット調査

- (6) SNS広告を活用した空手発祥の地・沖縄をPRする映像等の発信及び効果測定
- (7) その他上記(1)から(6)の実施に伴う一切の業務
- (8) 実施計画書、実績報告書、支払関係及び事業完了報告書の作成業務
  - ア 上記(1)から(7)に係る実施計画書及び実績報告書の作成（各1部）
  - イ 上記(1)から(7)に係る経費の支払い業務及び関係証拠書類の整理・保管
  - ウ 上記(1)から(7)に係る事業完了報告書（印刷製本されたA4版10部及び電子ファイル一式を提出すること。）

## 6 企画提案の内容

- (1) 本業務実施にあたっての基本的な考え方（運営方針、重視する内容、人員体制等）
  - (2) イベント地での沖縄空手のプロモーション方法（演出、PRツール等）
  - (3) SNS広告を活用した空手発祥の地・沖縄をPRする映像の発信及び効果測定の方法  
沖縄空手の映像を新たに作成し、「空手発祥の地・沖縄」の認知率の向上を図る効果的な発信方法の提案
  - (4) 沖縄空手を契機とした沖縄への来訪意欲を高める取組
  - (5) 事業目的に沿った効果的な提案がある場合は、上記(1)から(4)以外の提案も可とする。  
（提案にあたっては、その理由も含めて記載すること）
- ※ A4版縦置き・横書きを基本とし、必要に応じA4版横置き・横書き、A3版横置き・横書きを可とする。

## 7 積算見積

- (1) 積算の費目については、以下の内容で提出すること。
  - ア 直接人件費
    - (ア) 人件費
  - イ 直接経費
    - (ア) 旅費
    - (イ) 報償費（謝金等）
    - (ウ) 印刷製本費
    - (エ) 消耗品費
    - (オ) 通信運搬費（郵便料等）
    - (カ) 役務費
    - (キ) その他（上記費目以外の必要な経費を随時追加）
  - ウ 再委託費
  - エ 一般管理費（上記ア及びイの合計額の10%以内とする）
  - オ 消費税（各経費は税抜き価格として、別途消費税を併記する）  
（注1）各積算費目の単価と内訳を記載すること。  
（注2）この事業を実施するにあたっての一切の費用を積算すること。

(注3) 契約の一部を第三者に委託又は請け負わせる(再委託する)予定がある場合は、積算書の中でその内容がわかるように記載すること。

- (2) 提案にあたっては、22,000千円(消費税込み)を上限として見積もること。  
ただし、この金額は企画提案のために設定した金額であり、実際の契約金額とは異なる。
- (3) 派遣場所・時期は今後調整のうえ決定するが、積算にあたっては国内3カ所及び国外1カ所(うち1カ所は下記イベントを指定)に空手家を4名派遣して行うものとして積算すること。

※国外イベントについては、国名及びイベントも含めて提案すること。また、第3回沖縄空手世界大会の前後1カ月は避けること。

**【指定イベント】**

・第17回サンシャインシティ沖縄めんそーれフェスタ(出展日:5月30日~31日、旅程:2泊3日)

- (4) SNS広告については、5,100千円程度の内容を提案及び積算すること。

## 8 再委託について

- (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

- (2) 再委任の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。

※ その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

- (3) 相手方の制限

本契約の企画提案参加者であったものに契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団関係者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

## 9 その他留意事項

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。

- (2) 本仕様書記載の委託業務の内容や積算項目等について、予算や諸事情により変更することがある。
- (3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

## 10 著作者

成果物の著作権及び所有権は、沖縄県文化観光スポーツ部空手振興課に帰属する。

ただし、本委託事業にあたり、第三者の著作物等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。